



宮 崎 県 公 報

平成21年11月30日 (月曜日) 号外 第 78 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○職員給与に関する条例等の一部を改正する条

頁

例	1
○議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	(〃) 34
○市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	(教育庁) 37

本号で公布された条例のあらまし

◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第47号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告及び国家公務員の給与改定の状況等を踏まえ、平成21年の公民較差に基づく県職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成21年12月1日から施行することとしました。

◎ 議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第48号)

1 改正の理由及び主な内容

特別職の国家公務員等に準じて、本県特別職に係る平成21年12月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成21年12月1日から施行することとしました。

◎ 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第49号)

1 改正の理由及び主な内容

平成21年の人事委員会勧告等を踏まえ、義務教育等教員特別手当及び給料表の改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成21年12月1日から施行することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第47号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(住居手当) 第5条の8 [略]	(住居手当) 第5条の8 [略]
2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げ	2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げ

る額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 1,500円 (当該住宅が当該職員
その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入
されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされ
た日から起算して5年を経過するまでの間は 2,500円)

(3) [略]

3 [略]

(期末手当)

第8条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にお
いては 100分の 140、12月に支給する場合においては 100分の 1
60を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務
の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受
ける職員 (第3条第5項に規定する職員を除く。)) でその職務の
複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員
のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4におい
て「特定管理職員」という。) にあっては6月に支給する場合に
おいては 100分の 120、12月に支給する場合においては 100分の
140を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあっては6
月に支給する場合においては 100分の75、12月に支給する場合に
おいては 100分の90を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内
の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ
、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1
00分の 140」とあるのは「100分の75」と、「100分の 160」と
あるのは「100分の85」と、「100分の 120」とあるのは「100
分の65」と、「100分の75」とあるのは「100分の40」と、「1
00分の90」とあるのは「100分の50」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第8条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規
則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この
場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所
属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該
各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に
当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職
し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し
、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受け
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合
計額を加算した額に 100分の72.5 (特定管理職員にあっては
、100分の92.5) を乗じて得た額の総額

イ [略]

(2) [略]

3～5 [略]

別表第1から別表第4までを次のように改める。

る額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 1,000円 (当該住宅が当該職員
その他人事委員会規則で定める者によって新築され、又は購入
されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされ
た日から起算して5年を経過するまでの間は 2,000円)

(3) [略]

3 [略]

(期末手当)

第8条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にお
いては 100分の 140、12月に支給する場合においては 100分の 1
50を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務
の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受
ける職員 (第3条第5項に規定する職員を除く。)) でその職務の
複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員
のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4におい
て「特定管理職員」という。) にあっては6月に支給する場合に
おいては 100分の 120、12月に支給する場合においては 100分の
125を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあっては6
月に支給する場合においては 100分の75、12月に支給する場合に
おいては 100分の80を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内
の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ
、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1
00分の 140」とあるのは「100分の75」と、「100分の 150」と
あるのは「100分の80」と、「100分の 120」とあるのは「100
分の65」と、「100分の 125」とあるのは「100分の70」と、「
100分の75」とあるのは「100分の40」と、「100分の80を」と
あるのは「100分の45を」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第8条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規
則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この
場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所
属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該
各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に
当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職
し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し
、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受け
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合
計額を加算した額に 100分の72.5 (特定管理職員にあっては
、100分の97.5) を乗じて得た額の総額

イ [略]

(2) [略]

3～5 [略]

別表第 1 行政職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	

	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
再任用 職員以 外の職 員	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		
	77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100		
	78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500	425,800		
	79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200	426,500		
	80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900	427,200		
	81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400	427,700		
	82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100			
	83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800			
	84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500			
	85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000			
	86	239,700	295,900	344,700	386,100	403,700			
	87	240,400	296,300	345,200	386,700	404,400			
	88	241,100	296,700	345,700	387,300	405,100			

	89	241,900	297,000	346,100	388,000	405,600				
	90	242,400	297,400	346,600	388,600	406,300				
	91	242,900	297,800	347,100	389,200	407,000				
	92	243,400	298,200	347,600	389,800	407,700				
	93	243,700	298,400	347,900	390,500	408,200				
	94		298,800	348,400	391,100					
	95		299,200	348,900	391,700					
	96		299,600	349,400	392,300					
	97		299,800	349,700	393,000					
	98		300,200	350,200	393,600					
	99		300,600	350,700	394,200					
	100		301,000	351,200	394,800					
	101		301,200	351,500	395,500					
	102		301,600	351,900						
	103		302,000	352,300						
	104		302,400	352,700						
	105		302,600	353,200						
	106		303,000	353,600						
	107		303,400	354,000						
	108		303,800	354,400						
	109		304,000	354,900						
	110		304,400	355,300						
	111		304,800	355,700						
	112		305,200	356,100						
	113		305,400	356,600						
	114		305,800							
	115		306,200							
	116		306,600							
	117		306,800							
	118		307,100							
	119		307,400							
	120		307,700							
	121		308,100							
	122		308,400							
	123		308,700							
	124		309,000							
	125		309,400							
再任用 職員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第 2 公安職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700

	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900	
	57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600	
	58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700	
	61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400	
	62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800		
	63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400		
	64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000		
再任用 職員以 外の職 員	65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700		
	66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300		
	67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900		
	68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500		
	69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200		
	70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800		
	71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400		
	72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000		
	73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700		
	74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300		
	75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900		
	76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500		
	77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200		
	78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000	456,800		
	79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600	457,400		
	80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200	458,000		
	81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800	458,700		
	82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400			
	83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000			
	84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600			
	85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200			
	86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900	436,800			
	87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500	437,400			
	88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100	438,000			

89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700	438,600			
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300				
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900				
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500				
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100				
94	303,000	327,200	355,400	390,400	426,700				
95	304,300	328,600	356,900	391,000	427,300				
96	305,600	330,000	358,400	391,600	427,900				
97	306,700	331,400	359,800	392,100	428,500				
98	307,900	332,800	361,000	392,700	429,100				
99	309,100	334,200	362,200	393,300	429,700				
100	310,300	335,600	363,400	393,900	430,300				
101	311,500	337,100	364,700	394,400	430,900				
102	312,600	338,400	365,800	395,000					
103	313,700	339,700	367,000	395,600					
104	314,800	341,000	368,200	396,200					
105	315,800	342,200	369,500	396,700					
106	316,500	343,300	370,100	397,200					
107	317,200	344,400	370,700	397,700					
108	317,900	345,500	371,300	398,200					
109	318,600	346,700	372,000	398,600					
110	319,300	347,700	372,600	399,100					
111	320,000	348,700	373,200	399,600					
112	320,700	349,700	373,800	400,100					
113	321,500	350,800	374,300	400,500					
114	322,300	351,800	374,900	401,000					
115	323,100	352,800	375,500	401,500					
116	323,900	353,800	376,100	402,000					
117	324,500	354,900	376,600	402,400					
118	325,300	355,500	377,200	402,900					
119	326,100	356,100	377,800	403,400					
120	326,900	356,700	378,400	403,900					
121	327,600	357,200	378,800	404,300					
122	328,100	357,700	379,400	404,800					
123	328,600	358,200	380,000	405,300					
124	329,100	358,700	380,600	405,800					
125	329,400	359,200	381,100	406,200					
126		359,700	381,600	406,700					
127		360,200	382,100	407,200					
128		360,700	382,600	407,700					
129		361,200	382,900	408,100					
130		361,700	383,400	408,600					
131		362,200	383,900	409,100					
132		362,700	384,400	409,600					

	133		363,200	384,700	410,000					
	134		363,700	385,200						
	135		364,200	385,700						
	136		364,700	386,200						
	137		365,000	386,500						
	138		365,400	387,000						
	139		365,900	387,500						
	140		366,400	388,000						
	141		366,700	388,300						
	142		367,200							
	143		367,700							
	144		368,200							
	145		368,500							
再任用 職員		240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 3 教育職給料表 (第 3 条関係)

ア 教育職給料表 (一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,700
	14	234,100	302,800	360,000	440,000
	15	236,500	305,300	362,600	442,400
	16	238,900	307,800	365,200	444,800
	17	241,100	310,200	367,900	447,300
	18	244,200	313,000	370,200	449,700
	19	247,300	315,800	372,500	452,100
	20	250,400	318,600	374,800	454,500
	21	253,500	321,200	377,000	457,000
	22	256,600	324,000	379,100	459,400
	23	259,700	326,800	381,200	461,800
	24	262,800	329,600	383,300	464,200
	25	265,800	332,100	385,300	466,700
	26	268,800	334,600	387,200	469,100
	27	271,800	337,100	389,100	471,500
	28	274,800	339,600	391,000	473,900
	29	277,800	342,000	393,000	476,300
	30	280,500	344,200	394,800	478,700
	31	283,200	346,400	396,600	481,000
	32	285,900	348,600	398,400	483,400
	33	288,500	350,900	400,200	485,800
	34	291,400	353,200	402,000	488,100
	35	294,200	355,500	403,800	490,400
	36	297,000	357,800	405,600	492,700
	37	299,800	359,900	407,200	495,000
	38	302,100	362,000	408,900	497,000
	39	304,400	364,100	410,600	499,000
	40	306,700	366,100	412,300	501,000
	41	308,900	368,100	414,000	503,100
	42	310,100	370,000	415,700	505,000
	43	311,300	371,900	417,400	506,900
	44	312,500	373,800	419,100	508,800

	45	313,600	375,800	420,600	510,800
	46	314,800	377,600	422,200	512,700
	47	316,000	379,400	423,800	514,600
	48	317,200	381,200	425,400	516,500
	49	318,200	383,100	427,000	518,500
	50	319,300	384,900	428,300	520,300
	51	320,400	386,700	429,600	522,200
	52	321,500	388,500	430,900	524,100
	53	322,700	390,100	432,100	526,100
	54	323,800	391,700	433,200	527,800
	55	324,900	393,300	434,300	529,500
	56	326,000	394,900	435,400	531,200
	57	327,100	396,300	436,600	533,000
	58	328,200	397,800	437,700	534,300
	59	329,300	399,300	438,800	535,600
	60	330,300	400,800	439,800	536,900
	61	331,400	402,200	440,900	538,200
	62	332,500	403,700	442,000	539,200
	63	333,600	405,200	443,100	540,200
	64	334,700	406,700	444,200	541,200
再任用	65	335,700	408,100	445,200	542,000
職員以	66	336,800	409,300	446,200	542,900
外の職	67	337,900	410,500	447,200	543,800
員	68	339,000	411,700	448,200	544,700
	69	340,000	412,900	449,300	545,600
	70	341,100	413,900	450,300	546,500
	71	342,200	414,900	451,300	547,400
	72	343,300	415,900	452,300	548,300
	73	344,200	416,900	453,400	549,200
	74	345,200	417,800	454,400	550,100
	75	346,200	418,600	455,400	551,000
	76	347,200	419,500	456,400	551,900
	77	348,300	420,200	457,400	552,800
	78	349,300	420,800	458,100	
	79	350,300	421,400	458,800	
	80	351,300	422,000	459,500	
	81	352,300	422,600	460,300	
	82	353,300	423,200	461,000	
	83	354,300	423,800	461,700	
	84	355,300	424,400	462,400	
	85	356,200	424,900	462,900	
	86	356,900	425,500	463,600	
	87	357,600	426,100	464,300	
	88	358,300	426,700	465,000	

	89	359, 100	427, 200	465, 500	
	90	359, 700	427, 800		
	91	360, 300	428, 400		
	92	360, 900	429, 000		
	93	361, 500	429, 400		
	94	362, 000	429, 900		
	95	362, 500	430, 400		
	96	363, 000	430, 900		
	97	363, 600	431, 500		
	98	364, 100	432, 000		
	99	364, 600	432, 500		
	100	365, 100	433, 000		
	101	365, 600	433, 600		
	102	366, 100	434, 100		
	103	366, 600	434, 600		
	104	367, 100	435, 100		
	105	367, 700	435, 700		
	106	368, 200			
	107	368, 700			
	108	369, 200			
	109	369, 800			
	110	370, 300			
	111	370, 800			
	112	371, 300			
	113	371, 900			
	114	372, 400			
	115	372, 900			
	116	373, 400			
	117	373, 900			
	118	374, 400			
	119	374, 900			
	120	375, 400			
	121	375, 900			
	122	376, 400			
	123	376, 900			
	124	377, 400			
	125	377, 900			
	126	378, 400			
	127	378, 900			
	128	379, 400			
	129	379, 900			
	指定 1				726, 000
	指定 2				782, 000
	指定 3				840, 000

再任用 職員	286,700	299,000	321,600	408,000
-----------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号給から指定3号給までは、学長のみ適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	321,200	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	323,600	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	326,000	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	328,400	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	330,500	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	332,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	334,900	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	337,100	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	339,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	341,500	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	343,700	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	345,900	404,600	486,500
	38	218,100	278,400	348,100	406,200	
	39	219,900	281,000	350,300	407,800	
	40	221,700	283,600	352,500	409,400	
	41	223,600	286,100	354,700	411,100	
	42	225,400	288,700	356,800	412,700	
	43	227,200	291,200	358,900	414,300	
	44	229,000	293,700	361,000	415,900	

	45	230,900	296,000	363,100	417,600
	46	232,600	298,700	365,200	419,200
	47	234,300	301,400	367,200	420,800
	48	236,000	304,100	369,300	422,400
	49	237,600	306,600	371,400	424,100
	50	239,300	309,100	373,400	425,700
	51	241,000	311,600	375,400	427,300
	52	242,700	314,100	377,400	428,900
	53	244,100	316,500	379,400	430,600
	54	245,800	318,700	381,200	432,200
	55	247,400	320,900	383,000	433,800
	56	249,100	323,100	384,800	435,400
	57	250,600	325,400	386,600	437,100
	58	252,200	327,600	388,300	438,700
	59	253,800	329,800	390,000	440,200
	60	255,400	331,900	391,700	441,800
	61	257,000	334,100	393,400	443,500
	62	258,600	336,300	394,900	445,100
	63	260,200	338,500	396,400	446,700
	64	261,700	340,700	397,900	448,300
	65	263,200	342,900	399,400	450,000
	66	264,900	345,100	400,900	451,600
	67	266,500	347,300	402,400	453,200
	68	268,200	349,500	403,900	454,800
	69	269,700	351,500	405,400	456,400
	70	271,200	353,600	406,800	458,000
	71	272,700	355,700	408,200	459,600
	72	274,200	357,800	409,600	461,200
再任用 職員以 外の職 員	73	275,500	359,800	411,000	462,700
	74	276,900	361,800	412,400	463,700
	75	278,300	363,800	413,800	464,700
	76	279,700	365,700	415,200	465,700
	77	281,100	367,700	416,600	466,500
	78	282,300	369,400	418,000	
	79	283,500	371,100	419,300	
	80	284,700	372,800	420,700	
	81	286,000	374,500	422,100	
	82	287,200	376,000	423,400	
83	288,400	377,500	424,700		
84	289,600	379,000	426,000		
85	290,900	380,500	427,300		
86	292,100	382,000	428,500		
87	293,300	383,500	429,700		
88	294,500	385,000	430,900		

89	295,700	386,500	432,100
90	296,900	387,900	433,200
91	298,100	389,300	434,300
92	299,300	390,700	435,400
93	300,300	392,200	436,500
94	301,500	393,500	437,600
95	302,700	394,800	438,700
96	303,900	396,100	439,800
97	304,900	397,500	440,900
98	306,000	398,600	441,700
99	307,100	399,700	442,500
100	308,200	400,800	443,300
101	309,100	401,900	444,100
102	310,200	403,000	444,700
103	311,300	404,100	445,300
104	312,400	405,200	445,900
105	313,300	406,100	446,500
106	314,200	407,100	447,100
107	315,100	408,100	447,700
108	316,000	409,100	448,300
109	317,000	410,000	448,900
110	317,600	410,900	
111	318,200	411,800	
112	318,800	412,700	
113	319,500	413,400	
114	320,000	414,200	
115	320,500	415,000	
116	321,000	415,800	
117	321,600	416,600	
118	322,100	417,400	
119	322,600	418,100	
120	323,100	418,900	
121	323,700	419,700	
122	324,200	420,200	
123	324,700	420,700	
124	325,200	421,200	
125	325,800	421,600	
126	326,200	422,100	
127	326,600	422,600	
128	327,000	423,100	
129	327,300	423,500	
130	327,700	424,000	
131	328,100	424,500	
132	328,500	425,000	

133	328,700	425,400			
134	329,000	425,900			
135	329,300	426,400			
136	329,600	426,900			
137	330,000	427,300			
138	330,200				
139	330,500				
140	330,800				
141	331,100				
142	331,400				
143	331,700				
144	332,000				
145	332,300				
146	332,600				
147	332,900				
148	333,200				
149	333,400				
150	333,700				
151	334,000				
152	334,300				
153	334,500				
154	334,800				
155	335,100				
156	335,400				
157	335,600				
158	335,900				
159	336,200				
160	336,500				
161	336,700				
162	337,000				
163	337,300				
164	337,600				
165	337,800				
166	338,100				
167	338,400				
168	338,700				
169	338,900				
170	339,200				
171	339,500				
172	339,800				
173	340,000				
再任用 職員	234,900	278,900	308,300	337,300	423,800

- 備考(1) この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 4 研究職給料表 (第 3 条関係)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800
	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300

	45	215, 100	287, 000	367, 200	416, 500	509, 400
	46	217, 100	288, 300	368, 500	418, 100	511, 000
	47	219, 100	289, 600	369, 800	419, 700	512, 600
	48	221, 100	290, 900	371, 100	421, 300	514, 200
	49	222, 900	292, 300	372, 200	422, 700	515, 900
	50	224, 900	293, 600	373, 500	424, 200	517, 400
	51	226, 900	294, 900	374, 800	425, 700	518, 800
	52	228, 900	296, 200	376, 100	427, 200	520, 300
	53	230, 700	297, 400	377, 200	428, 700	521, 600
	54	232, 700	298, 700	378, 300	430, 100	522, 800
	55	234, 700	300, 000	379, 400	431, 500	524, 000
	56	236, 700	301, 300	380, 500	432, 900	525, 200
	57	238, 400	302, 400	381, 400	434, 100	526, 400
	58	239, 900	303, 600	382, 300	435, 500	527, 400
	59	241, 300	304, 800	383, 200	436, 900	528, 400
	60	242, 800	306, 000	384, 100	438, 300	529, 400
再任用	61	244, 100	307, 100	384, 800	439, 400	530, 500
職員以	62	245, 500	308, 200	385, 700	440, 400	531, 400
外の職	63	246, 900	309, 300	386, 600	441, 400	532, 300
員	64	248, 300	310, 400	387, 500	442, 400	533, 200
	65	249, 800	311, 600	388, 200	443, 300	534, 200
	66	251, 200	312, 700	389, 000	444, 200	535, 100
	67	252, 600	313, 800	389, 800	445, 100	536, 000
	68	254, 000	314, 900	390, 600	446, 000	536, 900
	69	255, 300	316, 100	391, 400	446, 700	537, 900
	70	256, 800	317, 200	392, 100	447, 600	538, 800
	71	258, 300	318, 300	392, 800	448, 500	539, 700
	72	259, 800	319, 400	393, 500	449, 400	540, 600
	73	261, 200	320, 500	394, 300	450, 100	541, 600
	74	262, 600	321, 600	395, 000		
	75	264, 000	322, 700	395, 700		
	76	265, 400	323, 800	396, 400		
	77	266, 500	324, 900	397, 200		
	78	267, 800	325, 900	397, 900		
	79	269, 100	326, 900	398, 600		
	80	270, 400	327, 900	399, 300		
	81	271, 800	329, 000	400, 000		
	82	273, 100	329, 800	400, 700		
	83	274, 400	330, 500	401, 400		
	84	275, 700	331, 300	402, 100		
	85	276, 900	332, 200	402, 700		
	86	278, 200	332, 800	403, 400		
	87	279, 500	333, 400	404, 100		
	88	280, 800	334, 000	404, 800		

	89	281,900	334,400	405,400		
	90	283,100	335,000	406,100		
	91	284,300	335,600	406,800		
	92	285,500	336,200	407,500		
	93	286,600	336,600	408,100		
	94	287,600	337,100	408,800		
	95	288,600	337,600	409,500		
	96	289,600	338,100	410,200		
	97	290,400	338,700	410,800		
	98	291,300	339,200	411,500		
	99	292,200	339,700	412,200		
	100	293,100	340,200	412,900		
	101	294,000	340,800	413,500		
	102	294,700	341,300	414,200		
	103	295,400	341,800	414,900		
	104	296,100	342,300	415,600		
	105	296,900	342,900	416,200		
	106	297,400	343,400			
	107	297,900	343,900			
	108	298,400	344,400			
	109	298,900	345,000			
	110	299,300	345,500			
	111	299,700	346,000			
	112	300,100	346,500			
	113	300,500	347,100			
	114	300,900	347,600			
	115	301,300	348,100			
	116	301,700	348,600			
	117	302,100	349,200			
	118	302,500	349,700			
	119	302,900	350,200			
	120	303,300	350,700			
	121	303,600	351,300			
再任用 職員		216,500	262,200	288,300	332,000	392,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 イ 及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500

	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800	
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500	
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200	
再任用	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800	
職員以	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500	
外の職	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200	
員	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900	
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400	
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000	
	63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700	
	64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400	
	65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900	
	66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400		
	67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100		
	68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800		
	69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300		
	70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900		
	71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500		
	72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100		
	73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800		
	74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400		
	75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000		
	76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600		
	77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300		
	78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900		
	79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500		
	80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100		
	81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800		
	82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400		
	83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000		
	84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600		
	85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300		
	86		292,600	330,100	352,100	396,900		
	87		292,900	330,400	352,500	397,500		
	88		293,200	330,800	352,900	398,100		

	89		293,600	331,300	353,400	398,800		
	90		293,900	331,700	353,800	399,400		
	91		294,200	332,100	354,200	400,000		
	92		294,500	332,500	354,600	400,600		
	93		294,900	333,000	355,100	401,300		
	94		295,200	333,400	355,500			
	95		295,500	333,800	355,900			
	96		295,800	334,200	356,300			
	97		296,200	334,400	356,800			
	98		296,500	334,800	357,200			
	99		296,800	335,200	357,600			
	100		297,100	335,600	358,000			
	101		297,500	335,800	358,500			
	102		297,800	336,200	358,900			
	103		298,100	336,600	359,300			
	104		298,400	337,000	359,700			
	105		298,700	337,200	360,200			
	106			337,600				
	107			338,000				
	108			338,400				
	109			338,600				
	110			339,000				
	111			339,400				
	112			339,800				
	113			340,000				
再任用 職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300

	45	223, 100	250, 600	294, 600	322, 300	361, 400	419, 800
	46	224, 600	252, 000	296, 100	323, 800	362, 900	421, 400
	47	226, 100	253, 400	297, 600	325, 300	364, 400	423, 000
	48	227, 600	254, 800	299, 100	326, 800	365, 800	424, 600
	49	228, 900	256, 200	300, 500	328, 100	367, 300	426, 300
	50	230, 300	257, 700	301, 900	329, 500	368, 700	427, 900
	51	231, 700	259, 100	303, 300	330, 800	370, 100	429, 500
	52	233, 100	260, 500	304, 700	332, 200	371, 500	431, 100
	53	234, 400	262, 000	306, 200	333, 700	373, 000	432, 600
	54	235, 700	263, 600	307, 600	335, 100	374, 200	434, 100
	55	237, 000	265, 200	309, 000	336, 500	375, 400	435, 600
	56	238, 300	266, 700	310, 400	337, 900	376, 600	437, 100
	57	239, 500	268, 300	311, 800	339, 100	377, 900	438, 400
	58	240, 800	269, 900	313, 200	340, 500	378, 900	439, 300
	59	242, 000	271, 500	314, 600	341, 900	379, 900	440, 200
	60	243, 300	273, 100	316, 000	343, 300	380, 900	441, 100
	61	244, 500	274, 700	317, 200	344, 500	381, 700	442, 000
	62	245, 800	276, 200	318, 500	345, 800	382, 500	442, 900
	63	247, 100	277, 700	319, 800	347, 100	383, 300	443, 800
	64	248, 400	279, 200	321, 100	348, 400	384, 100	444, 700
	65	249, 600	280, 800	322, 400	349, 600	385, 000	445, 600
	66	250, 900	282, 300	323, 700	350, 800	385, 800	446, 400
	67	252, 300	283, 800	325, 000	352, 000	386, 600	447, 200
	68	253, 700	285, 300	326, 300	353, 200	387, 400	448, 000
	69	254, 800	286, 600	327, 400	354, 200	388, 200	448, 800
	70	256, 100	288, 100	328, 600	355, 300	388, 900	
	71	257, 400	289, 600	329, 800	356, 400	389, 600	
	72	258, 700	291, 100	330, 900	357, 500	390, 300	
	73	260, 100	292, 400	332, 200	358, 500	391, 100	
	74	261, 400	293, 800	333, 400	359, 600	391, 700	
	75	262, 700	295, 200	334, 600	360, 700	392, 300	
	76	264, 000	296, 600	335, 800	361, 800	392, 900	
	77	265, 100	298, 100	337, 000	362, 700	393, 500	
	78	266, 300	299, 400	338, 200	363, 500	394, 100	
	79	267, 600	300, 700	339, 400	364, 300	394, 700	
	80	268, 900	302, 000	340, 600	365, 100	395, 300	
	81	270, 000	303, 100	341, 700	365, 800	395, 800	
	82	271, 100	304, 400	342, 800	366, 400	396, 400	
	83	272, 200	305, 700	343, 900	367, 000	397, 000	
	84	273, 300	307, 000	345, 000	367, 600	397, 600	
再任用	85	274, 200	308, 100	346, 100	368, 300	398, 100	
職員以	86	275, 300	309, 300	347, 100	368, 900	398, 700	
外の職	87	276, 400	310, 500	348, 100	369, 500	399, 300	
員	88	277, 500	311, 700	349, 100	370, 100	399, 900	

89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	403,300
95	284,600	319,400	354,800	373,900	403,900
96	285,600	320,200	355,500	374,400	404,500
97	286,700	320,900	356,000	375,000	405,000
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			
132	303,900	336,300			

133	304,100	336,600				
134	304,500	337,000				
135	304,900	337,400				
136	305,300	337,800				
137	305,500	338,100				
138	305,900	338,500				
139	306,300	338,900				
140	306,700	339,300				
141	306,900	339,600				
142	307,300	340,000				
143	307,700	340,400				
144	308,100	340,800				
145	308,300	341,100				
146	308,700	341,500				
147	309,100	341,900				
148	309,500	342,300				
149	309,700	342,600				
150	310,000	343,000				
151	310,300	343,400				
152	310,600	343,800				
153	311,000	344,100				
154	311,300					
155	311,600					
156	311,900					
157	312,300					
158	312,600					
159	312,900					
160	313,200					
161	313,600					
162	313,900					
163	314,200					
164	314,500					
165	314,900					
166	315,200					
167	315,500					
168	315,800					
169	316,200					
再任用 職員	234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第 5 条の 9 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 2 万円を超えるときは、支給単位期間につき、2 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 2 万円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～7 [略]</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第 5 条の 9 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公署を異にする異動又は勤務する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で人事委員会規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急列車等」という。）でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（<u>特急列車等を利用しなければ人事委員会規則で定める基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3 分の 2 に相当する額</u>）。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 2 万円を超えるときは、支給単位期間につき、2 万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の特急列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 2 万円を超えるときは、その者の特急列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2 万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～7 [略]</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 6 条の 7 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第 2 条第 8 項の規定により、あらかじめ同条第 6 項又は第 7 項の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第 6 条の 7 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、勤務時間等条例第 2 条第 8 項の規定により、あらかじめ同条第 6 項又は第 7 項の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 8 条の 8 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>4 <u>第 1 項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第 2 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間と第 3 項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（同項に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60</u></p>

(期末手当)
第 8 条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の 140、12月に支給する場合には 100分の 150 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員 (第3条第5項に規定する職員を除く。)) でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4において「特定管理職員」という。) にあつては6月に支給する場合には 100分の 120、12月に支給する場合には 100分の 125 を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあつては6月に支給する場合には 100分の 75、12月に支給する場合には 100分の 80 を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 140」とあるのは「100分の 75」と、「100分の 150」とあるのは「100分の 80」と、「100分の 120」とあるのは「100分の 65」と、「100分の 125」とあるのは「100分の 70」と、「100分の 75」とあるのは「100分の 40」と、「100分の 80」とあるのは「100分の 45」とする。

4~6 [略]
(勤勉手当)

第8条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の 72.5 (特定管理職員にあつては、100分の 97.5) を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の 85 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項 (第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、勤務1時間につき、第8条の8に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の 150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の 175)

(2) 第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の 50

(期末手当)

第 8 条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の 125、12月に支給する場合には 100分の 150 を乗じて得た額 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員 (第3条第5項に規定する職員を除く。)) でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第8条の4において「特定管理職員」という。) にあつては6月に支給する場合には 100分の 105、12月に支給する場合には 100分の 130 を乗じて得た額、第3条第5項に規定する職員にあつては6月に支給する場合には 100分の 65、12月に支給する場合には 100分の 85 を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の 125」とあるのは「100分の 65」と、「100分の 150」とあるのは「100分の 85」と、「100分の 105」とあるのは「100分の 55」と、「100分の 130」とあるのは「100分の 75」と、「100分の 65」とあるのは「100分の 35」と、「100分の 85」とあるのは「100分の 45」とする。

4~6 [略]
(勤勉手当)

第8条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の 70 (特定管理職員にあつては、100分の 90) を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の 80 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35(特定管理職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定管理職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額

イ 第3条第5項に規定する職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td><u>426,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>479,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>545,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>622,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>728,000円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>852,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「<u>100分の160</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、職員給与条例第8条の11第2項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	号給	給料月額	1	376,000円	2	<u>426,000円</u>	3	<u>479,000円</u>	4	<u>545,000円</u>	5	<u>622,000円</u>	6	<u>728,000円</u>	7	<u>852,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>376,000円</td></tr> <tr><td>2</td><td><u>425,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>478,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>544,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>621,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>726,000円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>850,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員給与条例第5条の6、第7条の2第1項、第8条第2項及び第8条の11第2項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項の規定の適用については、職員給与条例第5条の6中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第7条の2第1項中「又は第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第8条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「<u>100分の150</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、職員給与条例第8条の11第2項中「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第5条第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第5条の2第1項中「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第3条の3第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	号給	給料月額	1	376,000円	2	<u>425,000円</u>	3	<u>478,000円</u>	4	<u>544,000円</u>	5	<u>621,000円</u>	6	<u>726,000円</u>	7	<u>850,000円</u>
号給	給料月額																																
1	376,000円																																
2	<u>426,000円</u>																																
3	<u>479,000円</u>																																
4	<u>545,000円</u>																																
5	<u>622,000円</u>																																
6	<u>728,000円</u>																																
7	<u>852,000円</u>																																
号給	給料月額																																
1	376,000円																																
2	<u>425,000円</u>																																
3	<u>478,000円</u>																																
4	<u>544,000円</u>																																
5	<u>621,000円</u>																																
6	<u>726,000円</u>																																
7	<u>850,000円</u>																																

第 4 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第 8 条 [略]	第 8 条 [略]
2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	2 特定任期付職員に対する職員給与条例第 5 条の 6、第 7 条の 2 第 1 項、第 8 条第 2 項及び第 8 条の 11 第 2 項の規定並びに市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定の適用については、職員給与条例第 5 条の 6 中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。)第 7 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、職員給与条例第 7 条の 2 第 1 項中「又は第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「、第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員又は任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」と、職員給与条例第 8 条の 11 第 2 項中「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 5 条第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、市町村立学校職員給与条例第 5 条の 2 第 1 項中「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年宮崎県条例第 1 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成 17 年宮崎県条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)	附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)
第 7 条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	第 7 条 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 21 年宮崎県条例第 47 号。第 1 号において「平成 21 年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にとっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 <u>(1) 平成 21 年改正条例附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。)</u> <u>100分の 99.76</u> <u>(2) 職員給与条例第 3 条第 5 項に規定する職員</u> <u>100分の 99.68</u>
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第8条第2項(同条第3項又は第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮崎県条例第6号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第9条の2第1項から第3項まで若しくは第6項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年宮崎県条例第4号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員(職員の給与に関する条例第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表(一)の適用を受ける職員若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。))にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(職員の給与に関する条例第5条の10第2項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。)及び特勤勤務手当(同条例第6条の2の2の規定による手当を含む。)並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年宮崎県条例第47号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
教育職給料表(一)	1 級	1号給から32号給まで
	2 級	1号給から12号給まで
教育職給料表(二)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

3 平成21年4月1日から施行日までの間において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の適用を受ける職員その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)の適用を受ける職員その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

(人事委員会規則への委任)

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年宮崎県条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">第 6 条の 7 第 1 項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		第 6 条の 7 第 1 項	[略]	[略]		<p>(育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">第 6 条の 7 第 1 項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">第 6 条の 7 第 4 項</td> <td style="width: 30%;">第 2 項 職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年宮崎県条例第 6 号)第 15 条</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		第 6 条の 7 第 1 項	[略]	第 6 条の 7 第 4 項	第 2 項 職員 の 育児休業等に関する条例(平成 4 年宮崎県条例第 6 号)第 15 条	[略]	
[略]															
第 6 条の 7 第 1 項	[略]														
[略]															
[略]															
第 6 条の 7 第 1 項	[略]														
第 6 条の 7 第 4 項	第 2 項 職員 の 育児休業等に関する条例(平成 4 年宮崎県条例第 6 号)第 15 条														
[略]															

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第48号

議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 議会の議員の給与等に関する条例(昭和31年宮崎県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 160</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第 2 条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 145</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p>	<p>(期末手当)</p>

第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 140、」とあるのは「100分の 160、」と、「100分の 160」とあるのは「100分の 175」とする。

2～4 [略]

第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 140、」とあるのは「100分の 160、」と、「100分の 150」とあるのは「100分の 165」とする。

2～4 [略]

第 4 条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 知事等の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 5 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 160</u> 」とあるのは「 <u>100分の 175</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。

2～4 [略]

2～4 [略]

第 6 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは「 <u>100分の 145</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。

2～4 [略]

2～4 [略]

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 7 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年宮崎県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 160</u> 」とあるのは「 <u>100分の 175</u> 」とする。	(期末手当) 第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「 <u>100分の 140、</u> 」とあるのは「 <u>100分の 160、</u> 」と、「 <u>100分の 150</u> 」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。

2～4 [略]

2～4 [略]

第 8 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 企業局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 145</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 9 条 教育長の給与等に関する条例（平成12年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 160</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 教育長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 145</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年宮崎県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 160</u>」とあるのは「<u>100分の 175</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> <p>2～4 [略]</p>

第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 140、</u>」とあるのは「<u>100分の 160、</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 病院局長の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 145</u>」と、「<u>100分の 150</u>」とあるのは「<u>100分の</u></p>

分の 165」とする。

2～4 [略]

165」とする。

2～4 [略]

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第49号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第5条の3 [略]	第5条の3 [略]
2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>1万 5,900円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>1万 1,700円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。
3・4 [略]	3・4 [略]

別表を次のように改める。

別表 教育職給料表 (第 3 条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	413,400
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	415,000
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	416,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	418,200
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,900
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	421,500
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	423,100
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,700
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	426,200
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	427,600
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	429,000
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	430,400
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,800
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	433,200
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	434,600
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	436,000
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	437,300
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,700
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	440,000
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	441,400
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,700
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	444,100
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	445,500
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,900
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	448,200
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	449,500
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,800
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	452,100
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	453,400
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	454,600
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,800
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	457,000
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	458,200
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	459,100
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	460,000
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,900
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,800
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,700
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	463,600
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	464,500
	41	222,600	255,500	353,500	377,700	465,400
	42	224,400	258,100	355,300	379,300	
	43	226,200	260,700	357,100	380,900	
	44	228,000	263,300	358,900	382,500	

	45	229,900	265,700	360,700	384,100
	46	231,600	268,300	362,400	385,700
	47	233,300	270,800	364,100	387,300
	48	235,000	273,300	365,700	388,900
	49	236,700	275,800	367,400	390,400
	50	238,400	278,400	369,100	391,900
	51	240,100	281,000	370,800	393,400
	52	241,800	283,600	372,500	394,900
	53	243,100	286,100	374,200	396,500
	54	244,800	288,700	375,700	397,900
	55	246,400	291,200	377,200	399,200
	56	248,100	293,700	378,700	400,600
	57	249,600	296,000	380,200	402,100
	58	251,100	298,700	381,600	403,500
	59	252,600	301,400	383,000	404,900
	60	254,100	304,100	384,400	406,300
	61	255,700	306,600	385,800	407,600
	62	257,200	309,100	387,100	409,000
	63	258,700	311,600	388,400	410,400
	64	260,100	314,100	389,700	411,800
	65	261,400	316,500	391,000	413,000
	66	263,000	318,700	392,200	414,200
	67	264,600	320,900	393,400	415,400
	68	266,100	323,100	394,600	416,600
	69	267,800	325,400	395,800	417,700
	70	269,300	327,600	397,000	418,900
	71	270,800	329,800	398,200	420,100
	72	272,300	331,900	399,400	421,300
再任 用職 員以 外の 職員	73	273,600	334,100	400,600	422,300
	74	274,900	336,300	401,700	423,100
	75	276,200	338,500	402,800	423,900
	76	277,500	340,700	403,900	424,700
	77	278,900	342,700	405,000	425,600
	78	280,100	344,600	406,000	426,400
	79	281,300	346,500	407,000	427,200
	80	282,500	348,400	408,000	428,000
	81	283,800	350,200	409,000	428,800
	82	285,000	352,000	409,800	429,500
	83	286,200	353,800	410,600	430,200
84	287,400	355,600	411,400	430,900	
85	288,500	357,300	412,200	431,600	
86	289,500	359,000	413,000	432,300	
87	290,500	360,700	413,800	433,000	
88	291,500	362,400	414,600	433,700	

89	292, 600	364, 100	415, 400	434, 400
90	293, 500	365, 400	416, 100	435, 100
91	294, 400	366, 800	416, 800	435, 800
92	295, 300	368, 200	417, 500	436, 500
93	296, 000	369, 700	418, 100	437, 000
94	296, 800	371, 000	418, 800	
95	297, 600	372, 300	419, 500	
96	298, 400	373, 600	420, 200	
97	299, 300	375, 000	420, 900	
98	300, 100	376, 100	421, 500	
99	300, 900	377, 200	422, 100	
100	301, 700	378, 300	422, 600	
101	302, 600	379, 500	423, 100	
102	303, 100	380, 600	423, 700	
103	303, 600	381, 700	424, 300	
104	304, 100	382, 800	424, 800	
105	304, 600	383, 800	425, 300	
106	305, 000	384, 800	425, 900	
107	305, 400	385, 800	426, 500	
108	305, 800	386, 800	427, 000	
109	306, 000	387, 700	427, 500	
110	306, 400	388, 700		
111	306, 800	389, 700		
112	307, 200	390, 700		
113	307, 400	391, 500		
114	307, 700	392, 400		
115	308, 000	393, 300		
116	308, 300	394, 200		
117	308, 600	395, 200		
118	308, 900	396, 000		
119	309, 200	396, 800		
120	309, 500	397, 600		
121	309, 700	398, 400		
122	310, 000	399, 200		
123	310, 300	400, 000		
124	310, 600	400, 800		
125	310, 800	401, 500		
126		402, 200		
127		402, 900		
128		403, 600		
129		404, 400		
130		405, 100		
131		405, 800		
132		406, 500		

	133		407,000			
	134		407,600			
	135		408,200			
	136		408,800			
	137		409,200			
	138		409,800			
	139		410,400			
	140		411,000			
	141		411,400			
	142		412,000			
	143		412,600			
	144		413,200			
	145		413,600			
	146		414,200			
	147		414,800			
	148		415,400			
	149		415,800			
	150		416,400			
	151		417,000			
	152		417,600			
	153		418,000			
再任用職員		226,000	275,500	303,200	330,400	413,400

備考(1) この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年宮崎県条例第88号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)	附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)
6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員 (人事委員会規則で定める職員を除く。) には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額 (市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第49号。以下この項において「平成21年改正条例」という。) の施行の日において平成21年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第47号) 附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員にあっては、当該給料月額に100分の 99.76 を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。) に達しないこととなるもの (人事委員会規則で定める職員を除く。) には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第1条中市町村立学校職員の給与等に関する条例第5条の3第2項の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例第6条の規定により県立学校職員の例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成21年宮崎県条例第47号) 附則第2項の規定の適用については、同項第1号中「特地勤務手当 (同条例第6条の2の2の規定による手当を含む。)」とあるのは「へき地手当 (市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和32年宮崎県条例第26号) 第4条の3の規定による手当を含む。)」と、

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
教育職給料表(一)	1 級	1号給から32号給まで
	2 級	1号給から12号給まで
教育職給料表(二)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで

とあるのは

給 料 表	職務の級	号 給
教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで

とする。

（人事委員会規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

